

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県臨床心理士会（以下「当会」という。）の定款第27条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当会の役員はすべて名誉職とし、無報酬とする。

(費用の支払)

- 第4条 当会は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、その実費を請求のあった日から30日以内に支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、自家用自動車を使用した場合の交通費については、距離1キロメートル当たり15円として計算した額とする。

(公表)

第5条 当会は、この規程をもって定款第39条第2項第3号に規定する役員報酬等の支給の基準を記載した書類として、一般の閲覧に供するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。ただし、第3条に関し役員に報酬等を支給する改正を行う場合は、代議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 この規程は、当会の法人設立登記の日から施行する。